		T			
事務・事業名	中央ナースセンター事業の実施	担当部局·担当課室	医政局・看護課		
		評価実施時期	令和4年3月		
根拠法令等	看護師等の人材確保の促進に関す る法律(平成4年法律第86号) 第20条	類型	指導助言、調査研究、促 進啓発、その他		
		指定等の形態	指定		
事務・事業の概要					
事務・事業の目的	「事務・事業の概要」を参照				
関連する 政策目標 等	・基本目標 I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること ・施策大目標 2:必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること ・関連する業績指標:就業看護職員総数(令和8年度) ・指標の目標値等:1,801,633人以上				
法人の指定等 の状況	別紙のとおり				
指定・登録 特になし 等の基準に					

対するよく ある問合せ と回答			
料金等・積 算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	・ 都道府県ナースセンター事業に関する啓発活動 日本看護協会機関誌「看護」による広報やホームページ「e-ナースセンター」による広報を実施。 ・NCCS および e-ナースセンターの運用 都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介事業実施のための NCCS (ナースセンター・コンピュータ・システム) の運用、NCCS および e-ナースセンターの改善、都道府県ナースセンターおよび一般利用者等からの相談対応、都道府県ナースセンターとの情報交換、連絡調整ナースセンターとの情報交換、連絡調整ナースセンター事業担当者会議及び地区別意見交換会の開催、都道府県ナースセンター事業担当者会議及び地区別意見交換会の開催、都道府県ナースセンター事業担当者会議及び地区別意見交換会の開催、都道府県ナースセンター申業担当者会議及び地区別意見交換会の関係、都道府県ナースセンター専業担当者会議及び地区別意見交換会の関係、都道府県ナースセンター車業担当者会議及び地区別意見交換会の関係、都道府県ナースセンター車業担当者会議及び地区別意見交換会の関係、都道府県ナースセンター相談員に対するキャリアコンサルティングに関する研修の実施。 ・オースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析報告書を作成し、関係団体に配布。 ・看護師等の離職時等の届出制度による届出数等の把握および分析看護師等の離職時等の届出制度による届出数等の把握および分析看護師等の離職時等の届出制度の周知Web広告をSNS広告等を用いた全国的な広報の実施。 ・ナースセンター及び看護師等の離職時等の届出制度の周知Web広告をSNS広告等を用いた全国的な広報の実施。 ・地域に必要な看護職確保推進事業 都道府県ナースセンターが軸となり、都道府県や医師会等との連携に基づき、看護職員確保に係る地域の課題を把握し、当該課題に応じた看護職員確保策を計画・実施する「地域に必要な看護職確保推進事業」の実施を推進するため、事業実施や情報共有を支援。 ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種人材確保業務 eナースセンターと連携し、支給対象者への就業準備金を支給(一人1回限りで3万円を支給)。都道府県ナースセンターと連携し、支給対象者への就業準備金給付申請書の発行や、支給対象者への準備金の振り込み等を実施。		
国からの補助金等	○補助金・委託費等(令和3年度予算):1,617,153千円 内容:未就業者である看護師等の就業促進など、看護師等の確保を図るため、都 道府県ナースセンター業務の支援・指導等の都道府県ナースセンターを統括する 事業(中央ナースセンター事業)を実施するための補助金。なお、令和3年度に おいては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務就労準備金など、		

中央ナースセンターにおいて実施した新型コロナウイルス感染症関連業務に係る補助額を受けていたため、通常の年度よりも補助額が大きくなっている(当該補助額を受けていない令和2年度及び令和4年度の予算額はいずれも230,183千円)。

事務・事業 の見直し状 況(これま での検証)

- 「2021 年度ナースセンターにおける看護職確保の方策に関する検討委員会」に おいて、ナースセンター事業の実施方法に係る検討が行われて、令和4年3月に 答申がまとめられた。本答申においては、医療・介護提供体制と看護職の労働移 動の現状を踏まえて、ナースセンターにおける看護職確保の方策に関する検討が 行われた。
- 本答申においては、こうした検討を受けて、ナースセンターによる看護職確保については、地域の医療・介護ニーズに基づき必要な看護職確保を実現していくとともに、看護職が自身のライフスタイル等に合わせた多様な働き方や働く場所を選択し、看護職としてのキャリアを活かせるような支援を行うことが必要になっているとされ、看護職の確保とキャリア支援の両面から、取組の充実を図ることが必要であるとされた。
- こうしたナースセンターにおける取組の充実の具体的な方向性として、本答申においては、都道府県ナースセンターが地域ごとの現状と課題に基づく看護職確保を推進できるよう、中央ナースセンターにおいてさらなる支援を進めること、看護職向けのキャリア支援策について、中央ナースセンターにおいて、好事例の普及や効果的な支援の具体化等について検討を進めること、デジタル改革関連法(令和3年5月19日公布)に基づき構築される「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」を活用した都道府県ナースセンターによる看護職へのキャリア支援及び看護職確保の方策について、中央ナースセンターにおいて具体化を図ること等が提言された。

事務・事業 の必要性・ 有効性等

○事務・事業の必要性

2040年に向けて生産年齢人口が急減していく中で、高齢化の進行に伴う看護ニーズの増大に対応するため、2020年(令和2年)時点で約173.4万人である就業看護職員数を2025年(令和7年)には約180.2万人に増大させる必要があると推計されているなど、看護職員の確保を推進していくことが必要になっている。また、今般のコロナ禍を受けて、今後の新興感染症に的確に対応していく観点からも、新興感染症の発生時において、迅速に看護職員を確保できる体制を整備しておくことが必要である。

このため、都道府県ナースセンターによる無料職業紹介(看護職の復職支援等)、看護職や医療機関等に対する情報提供・相談対応、訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、看護職員の確保を推進していくことが必要であり、都道府県ナースセンター業務に係る連絡調整、指導等の援助、情報提供、啓発活動等を実施する中央ナースセンター事業の必要性は高い。

○事務・事業の妥当性

都道府県ナースセンターは、中央ナースセンターが運営する NCCS (ナースセンター・コンピュータ・システム)を利用することによって、効率的に無料職業紹介等の業務を実施できている。また、看護職は、中央ナースセンターが運営するホームページ「e-ナースセンター」を利用することにより、簡易に全国の都道府県ナースセンターに係る求人情報にアクセスでき、看護職の復職支援等の円滑化

に資している。

こうしたことから、中央ナースセンター事業は、看護職の復職支援の円滑化を 図るものであるとともに、看護職の利便性の向上に資するものであり、妥当なも のである。

○事務・事業の有効性

本事業は、看護職員という専門性の高い職種の職能団体として看護職側(求職者側)・医療機関等側(求人側)双方のニーズ等を把握している日本看護協会を中央ナースセンターとして指定し、業務を適正かつ確実に実施することにより、都道府県ナースセンターによる無料職業紹介や看護職・医療機関に対する情報提供・相談対応等の業務の円滑な実施を図ることにより、看護職の復職等を実現している。

令和3年度において、都道府県ナースセンターにおける無料職業紹介を通じて、ワクチン接種業務等の新型コロナウイルス感染症関連業務も含めて、21,660人の就職を実現しているなど、看護職の確保や感染症対応に貢献を果たしているところであり、中央ナースセンター事業の有効性は高い。

事務・事業 の執行体制 の妥当性等

○指定等を行う妥当性

中央ナースセンター事業は、看護職という専門性の高い職種に係る無料職業紹介、情報提供・相談対応、知識・技術に関する研修等の実施を内容とする都道府県ナースセンター業務について、連絡調整、指導等の援助、情報提供、啓発活動等を実施する事業であり、国等の行政機関が自ら行うよりも、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体において行う方が円滑かつ効率的に事業を実施できるものと判断されるため、指定制度は妥当である。

○事務・事業実施主体の適格性

<指定等の基準の妥当性>

中央ナースセンター事業は、看護職に係る無料職業紹介、情報提供・相談対応、知識・技術に関する研修等の実施を内容とする各都道府県ナースセンター業務について、連絡調整、指導等の援助、情報提供、啓発活動等を実施する事業である。このため、本事業については、無料職業紹介の効率的・効果的な実施のために、職業紹介関連データを全国一元的に把握・管理することが必要であること、各都道府県ナースセンター業務に係る連絡調整の効率的・効果的な実施のために、全国一元的に連絡調整を行う必要があること、また、本事業に対しては、公的な財政支援を行っているため、重複投資を回避し、業務の効率化を図る必要があること等の理由により、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、全国を通じて1法人に限り指定しているところであり、現行の指定の仕組みは妥当である。

<実施主体としての指定等法人の適格性>

日本看護協会に対する中央ナースセンターの指定は、法制定以前からナースセンター事業を支えてきた看護職の職能団体であることを考慮してなされたものであり、指定から約30年間にわたって中央ナースセンター事業を継続して実施し、NCCS(ナースセンター・コンピュータ・システム)の運用を始めとして中央ナー

スセンター事業の実施に係るノウハウが蓄積されているとともに、看護職の復職 支援の実現など一定の成果を挙げてきている。また、中央ナースセンター事業 は、看護職という専門性の高い職種の確保に係る全国レベルの事業であるととも に、都道府県レベルの職能団体である都道府県看護協会が運営する都道府県ナー スセンターとの緊密な連携の下に業務を実施する必要があることから、全国レベ ルの看護職の職能団体を実施主体とすることが妥当である。このため、日本看護 協会は中央ナースセンター事業の実施主体として適格である。 「2021 年度ナースセンターにおける看護職確保の方策に関する検討委員会」におけ 政策効果の る検討内容や「中央ナースセンター事業報告書」を用いて、中央ナースセンター事 把握の手法 業の必要性・有効性等や執行体制の妥当性等を把握した。 及びその結 果 学識経験者も含めて構成された「2021年度ナースセンターにおける看護職確保の方 学識経験を 策に関する検討委員会」の答申や「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給 有する者の 分科会」の中間とりまとめを活用して、中央ナースセンター事業の必要性の把握や 知見の活用 今後の方向性の検討を行った。 に関する事 項 ○医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ(厚生労働 政策評価を 省医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会、令和元年11月) 行う過程に ○中央ナースセンター事業報告書(公益社団法人日本看護協会、毎年度) おいて使用 した資料そ の他の情報 に関する事 項 今後の現役世代(担い手)の急減と高齢化の進行に伴う看護ニーズの増大に対応 評価結果の するため、引き続き、看護職の確保を推進していくことが重要である。こうした中 総括 で、公益社団法人日本看護協会が実施する中央ナースセンター事業は、NCCS(ナー (現状分析 スセンター・コンピュータ・システム)の運用等を通じた都道府県ナースセンター (事務・事 業務の支援等を通じて、都道府県ナースセンターによる無料職業紹介等の円滑な実 業の評価) 施を推進し、看護職の復職支援等の実現に貢献してきており、事業の有効性が高い と今後の方 ことから、引き続き、公益社団法人日本看護協会において中央ナースセンター事業 を実施していくことが妥当である。 向性) なお、今後の現役世代(担い手)の急減と高齢化の進行に伴う看護ニーズの増大 に対応するため、都道府県ナースセンターによる看護職の復職支援等の充実を図っ ていくことが必要であることから、中央ナースセンターにおいて、都道府県ナース センターにおける好事例の収集・横展開を推進するなど、中央ナースセンターにお ける都道府県ナースセンター支援機能を充実させていくことが必要である。 備考

別紙

合計1法人

·公益法人1法人

法人名	指定等の時期	連絡先(TE	料金等・積算根拠		
		L)			
公益法人(1法人)					
公益社団法人日本看	平成5年12月27	03-5778-8831	特になし。		
護協会	日				